第四条　規則第十五条第二項第二号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野は、次のとおりとする。

一　介護分野
二　ビルクリーニング分野
三　リネンサプライ分野
四　工業製品製造業分野
五　自動車整備分野
六　飲食料品製造業分野
七　木材産業分野

第五条　規則第十八条第九号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野は、次のとおりとする。

一　建設分野
二　農業分野
三　漁業分野

第六条　規則第十九条第三項の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野は、次のとおりとする。

一　介護分野
二　建設分野
三　林業分野

第七条　規則第二十二条第八号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野は、次のとおりとする。

一　農業分野
二　漁業分野

第八条　規則第二十三条第一項第七号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野は、次のとおりとする。

一　農業分野
二　漁業分野

第九条　規則第三十九条第一項第五号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野は、林業分野とする。

第十条　規則第四十四条第二項の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野は、次のとおりとする。

一　介護分野
二　漁業分野

第十一条　規則第四十五条第五号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野は、漁業分野とする。

第十二条　規則第六十七条第一号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野は、漁業分野とする。

第十三条　規則第六十七条第二十号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野は、次のとおりとする。

一　介護分野
二　工業製品製造業分野
三　自動車整備分野
四　物流倉庫分野
五　漁業分野

第十四条　規則第七十条第一項第九号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野は、漁業分野とする。

附　則

この告示は、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）の施行の日（令和九年四月一日）から適用する。

○法務省厚生労働省告示第二号

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第二十四条第一項（同法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）及び第二十九条第四項（同法第三十一条第五項及び第三十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、外国人育成就労機構に、次に掲げる事務の全部を行わせることとしたので、同法第二十四条第七項（同法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）及び第二十九条第五項（同法第三十一条第五項及び第三十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

令和八年三月三十一日

法務大臣　平口　洋
厚生労働大臣　上野賢一郎

一　外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（以下「法」という。）第二十四条第一項（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する事実関係の調査
二　法第二十九条第四項（法第三十一条第五項及び第三十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する許可証の交付又は再交付に係る事務

○法務省厚生労働省告示第三号

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）の施行に伴い、並びに外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四十八条の規定に基づき、及び外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律を実施するため、監理団体及び団体監理型実習実施者等が労働条件等の明示、求人等に関する情報の的確な表示、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の取扱い等に関して適切に対処するための指針（平成二十九年法務省厚生労働省告示第二号）の全部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

法務大臣　平口　洋
厚生労働大臣　上野賢一郎

監理支援機関及び監理型育成就労実施者等が労働条件等の明示、求人等に関する情報の的確な表示、監理型育成就労実施者等及び監理型育成就労外国人等の個人情報の取扱い等に関して適切に対処するための指針

第一　趣旨

この指針は、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。以下「法」という。）第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第五条の三から第五条の五まで及び第三十三条の五に定める事項等に関し、監理支援機関及び監理型育成就労実施者等（監理型育成就労実施者又は監理型育成就労を行わせようとする者をいう。以下同じ。）が適切に対処するために必要な事項について定めたものである。

また、法第四十三条の規定により監理支援機関が講ずべき措置に関する必要な事項と併せて、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の遵守等についても定めたものである。